

令和3年11月定例会 総務委員会（付託）

令和3年12月6日（月）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

井下委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

- 令和4年度に向けた警察本部の施策の基本方針について（資料1）

小澤警察本部長

令和4年度に向けた警察本部の施策の基本方針について、お手元の資料に基づき、御報告いたします。

資料左側の組織基盤の強化に向けた取組につきましては、徳島県警察・地域警察再編計画に基づき、24時間体制で事案対応する交番の更なる拡充を図るほか、特殊詐欺に対応するための体制の見直しや県民のニーズを踏まえた免許行政サービスの提供に向けた取組を進めるなど、社会情勢の変化に適応した警察運営に努めてまいります。

また、ウェブセミナー等、時代に即した採用募集活動を展開するほか、若手職員に多様な職務を経験させて能力の向上を図るなど、人的基盤の強化に努めてまいります。

資料右側の推進すべき警察活動につきましては、身近な犯罪の抑止として、子供、女性、高齢者が被害者となる犯罪の未然防止対策を推進するほか、サイバー犯罪捜査担当部門の人材育成や官民連携の更なる推進等により、サイバー犯罪への対応能力の強化に努めてまいります。

重要犯罪等の徹底検挙として、捜査支援システムの活用や科学捜査の更なる推進により重要犯罪等の早期検挙に努めてまいります。

交通死亡事故の抑止として、道路交通法改正による運転技能検査の導入をはじめ、高齢運転者の交通事故防止対策を推進するほか、通学路における交通指導取締りや交通安全施設の整備等通学路の安全確保に努めてまいります。

最後に大規模災害、テロ等への対処として、警察への効果的な運用等により各種災害への対処に万全を期すとともに、引き続き、防災拠点となる警察施設の機能強化に努めてまいります。

以上、令和4年度に向けた警察本部の施策の基本方針について報告いたしました。

引き続き、御理解、御支援いただきますよう、よろしくお願いいたします。

井下委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。
質疑をどうぞ。

喜多委員

今、本部長から令和4年度に向けた警察本部の施策の基本方針ということで説明いただきました。それぞれ大事なことばかりです。いつもですけれども、日頃の警察官の365日24時間の活躍に頭が下がる思いがしております。

特に、コロナは現在は収束近しいところでありますけれども、オミクロン株などこれからもいろいろと予想されています。本当にコロナに翻弄された2年間でなかったかと思います。警察官の御苦労も大変だったと思います。

事前委員会でも本部長から説明がありました交通事故の抑止について、質問させていただけたらと思います。

コロナの関係で交通量も多少減ったようでありますし、人出も減ったということで、事件、事故の抑止にもつながったという見方もありますけれども、事前委員会の本部長の説明でもありましたように、交通死亡事故が昨年度に比べて10人も増えたということです。特に残念なことは、人口10万人当たりの死者数が全国ワースト1位ということで、これは本当に残念だと思っております。何が残念かと言いますと、人の命が交通事故によって一瞬に奪われるということです。人の命より大事なものはないという中で、徳島での事故が増えた、ワースト1位というのは悲しい限りでございました。

特に、最近夕方5時、6時になったらもう真っ暗で、夜間の事故が特に多いと報道等もされております。

今年の死亡事故の特徴について詳しく説明をお願いいたします。

笠井交通部参事官兼交通企画課長

今年の死亡事故の特徴についてです。

今年の死亡事故件数及び死者数は、昨日現在30件30名、昨年同日に比べてプラス11件11名と増加しております。

また、死亡事故の特徴といたしましては、死者30人のうち高齢者が16人を占めており、事故の状態別では、車両単独のいわゆる自損事故が14件で、前年に比べ5件増加しております。また、時間帯別では、夜間の事故が10件で、前年に比べて5件増加したことなどが挙げられます。

喜多委員

今、答弁いただきましたように、夜間に発生した死亡事故10件のうち、車が歩行者をはねた事故が7件で半数以上を占めたという報告がありました。特に、夜間における取締りをはじめ、地道な活動をされておりますけれども、なかなか夜間の事故がなくなる現状です。特に死亡事故については、本当に残念な思いがいたします。

夜間において死亡事故が発生する要因について、どのように分析されているのかお尋ねをいたします。

笠井交通部参事官兼交通企画課長

夜間の事故の発生の要因ということです。

先ほど委員から御説明がございましたが、夜間に発生した死亡事故10件のうち、車が歩行者をはねた事故が7件と半数以上を占めております。夜間の死亡事故は、運転者側の要因として、道路が暗い中、安全な速度で走行していなかったことや、前方を十分に確認していないまま、歩行者の発見が遅れたことなどが挙げられます。

また、歩行者側の要因としても、反射材を付けていなかったことや横断歩道がないところを不用意に横断したことなどが挙げられます。

喜多委員

夜間の事故においては車の運転手の責任が多いのですが、歩行者側にも要因があるという答弁を頂きました。

そういう中で、ハイビームの活用を励行させるための取組についてお尋ねいたします。

夜間の安全運転のポイントとしては、昼間より速度を落とした運転を心掛けることはもちろん、ハイビーム、ロービームの切替えをこまめにするということですけれども、私も普通に走っているときはいつもロービームばかりで、ハイビームに比べると見える範囲が少なくなってくる、遠方が見えないということで、是非ともハイビームとロービームの切替えをもっとこまめにしていかなければならないと思っております。

県警察において、県民にハイビームの活用を励行させるため、どのような取組を実施しているのか、お尋ねいたします。

笠井交通部参事官兼交通企画課長

ハイビームは、歩行者の早期発見が可能となるなど夜間の交通事故防止に効果があるものと認識しております。県警察では、夜間に行う交通安全教室でハイビームの効果を体験してもらうほか、あらゆる機会を通じてハイビームの有効性と実践について指導しているところであります。本年12月10日から始まる年末年始の交通安全県民運動におきましても、ハイビームの実践が周知されるよう啓発活動を推進してまいります。

喜多委員

運転手の責任も大きいのですが、歩行者の安全意識というのが非常に大事ではないかと思います。今年の死亡事故の特徴の一つとして、横断歩行中のものが多いとのことでありました。交通死亡事故を1件でも減らすためには、ドライバーに対する指導や教育も大事ですが、歩行者に対しても正しい交通ルールを教育して実践させるということが大事でなかろうかと思っております。

今の説明にもありましたように、反射材を付けるなど歩行者側にも事故に遭わないよう自ら対策を講じるよう積極的に広報啓発をする必要があると思っておりますけれども、歩行者に対してはどのように啓発活動を行っているのか、お伺いいたします。

笠井交通部参事官兼交通企画課長

委員の御指摘のとおり、死亡事故抑止のためには、歩行者の交通安全意識の高揚を図る

こともなお重要と認識しております。県警察においては、未就学児から高齢者まで、その年代に応じた交通安全教室を実施し、その内容も模擬信号やシミュレーターを用いるなど、より実践的な体験型の教育や反射材の効果を視覚的に訴える指導など工夫を凝らしているところでもあります。

また、地域ボランティアと協同したキャンペーンや交通安全教室に参加する機会の少ない方の自宅訪問による啓発なども各署において進めているところでもあります。

しかし、今なお反射材を付けずに夜間に出歩いたり、無理な道路横断をしたりする方が後を絶たず、事故の被害に遭う事例もあることから、県警察においては、歩行者の交通ルール遵守や反射材着用など自らを守るマナー向上がより進むよう、関係機関、団体と連携しながら、引き続き、効果的な啓発活動を行ってまいります。

喜多委員

歩行者に対する啓発も行っていたきたいと思っております。

次に、9月議会でも飲酒運転対策について質問しました。県内においてもコロナが落ち着いて、今、ゼロが1か月になろうかと思えますけれども、いろいろな会合やイベントなどが緩和されており、会食についても、今後、年末年始を控えて増えるのではと予想されております。そういう中で、飲食店に活気が戻って、そういう意味ではいいのですが、気の緩みから飲酒運転が増えることが懸念されております。

県警察においては、12月中、飲酒運転の取締りを強化するとの話も聞いておりますから、飲酒運転をはじめ、重大事故につながるおそれのある違反等にはしっかりと対策を講じていただきたい。そこで、今後、飲酒運転の根絶に向けてどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

笠井交通部参事官兼交通企画課長

飲酒運転は、悪質、危険な違反であることから、県警察においては、その撲滅に向け、検問など飲酒運転の取締り、交通安全教育、各種啓発活動等を推進しているところであります。年末年始に向けては、徳島市内の歓楽街周辺はもとより、県下全域において、夜間のパトロールの強化や車両検問を実施するなど、飲酒運転対策を強化してまいります。

喜多委員

12月から新年にかけて、特に頑張っていたきたいと思っております。

最後に、年末年始の交通安全県民運動に向けた決意についてお尋ねいたします。

冒頭の話のとおり、本年は交通事故死亡者数が増加する厳しい状況でございました。年末年始に向け、死亡事故を1件たりとも発生させないという強い気概で今後とも臨まなければならないと思っております。今月10日から始まる年末年始の交通安全県民運動に向け、死亡事故抑制をはじめ、交通安全対策にどのように取り組んでいくのか、県警察の決意をお聞かせください。

多田交通部長

年末年始の交通安全県民運動は、広く県民の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの

遵守と交通マナーの実践を習慣付けることを目的に実施されます。

県警察におきましては、その趣旨を踏まえまして、一つ目が夕暮れ時と夜間の交通事故防止、二つ目が全ての座席におけるシートベルト着用の徹底、三つ目が飲酒運転等の悪質、危険な運転の根絶、この3点の運動重点を中心に警察の総合力を発揮した交通指導取締りをはじめ、各種啓発活動など諸対策を推進してまいる所存でございます。

喜多委員

ただいま交通部長から、交通死亡事故の抑止に向けての力強い決意を述べていただきました。心強い感じを受けるところでございます。

重大な交通事故に直結する悪質、危険な違反についてはしっかりと取締りをしてもらい、どうか県民が安心して暮らせるように、なお一層の御努力をお願いしたいと思っておりますとともに、これからまだまだ新型コロナウイルスが拡大する可能性もあると言われておりますので、署員の皆さんには、健康に十分御留意されて県民の安全・安心のために頑張っていただきたいと述べさせていただいて終わります。

梶原委員

私からは通学路の安全確保と高齢ドライバー対策について、何点かお伺いしたいと思います。

9月定例会でも通学路の安全対策について質問させていただきましたけれども、その後、各市町村から県警や道路管理者に対して様々な改善してほしいという要望とか報告があったかと思っておりますので、今後の取組についてお伺いします。

まずは、通学路の総点検をする中で、児童や学校関係者、保護者から様々な要望、意見が具体的に寄せられていると思うんです。

主にどういった要望、意見が寄せられているのか教えていただきたいと思います。

笠井交通部参事官兼交通企画課長

どのような要望、意見が寄せられているのかということです。

県警察においては、千葉県八街市における交通事故を受け、学校関係者及び道路管理者とともに通学路の緊急点検を実施しているところであります。

その第一段階として、学校関係者による実地点検が行われ、警察や道路管理者等に対する要望等が県教育委員会において集約されており、これまでに約690件の要望等が寄せられております。その内容は、道路が狭いとか見通しが悪いなどの道路環境の改善要望が最も多く、次いで、外側線や横断歩道等の道路標示、標識の修繕や設置要望、通学路におけるパトロールや交通違反の取締り要望が寄せられております。

県警察といたしましては、これらの意見、要望を踏まえ、道路管理者、学校関係者等と連携し、必要な対策を講じてまいります。

梶原委員

690件ということで、本当に危険な箇所というのは多いんだなということを感じております。

今、警察本部のほうで令和4年度に向けた警察本部の施策の基本方針の中に、通学路における交通安全の確保というのが盛り込まれております。将来ある子供さんたちが痛ましい事故の犠牲に絶対になってはならないと思いますし、今後、関係機関としっかり連携していただきながら取組を進めていただきたいと思います。

具体的に今後、通学路の安全対策について、どのような取組をしていくのか教えていただきたいと思います。

笠井交通部参事官兼交通企画課長

令和4年度の施策の基本方針に盛り込んだ通学路における交通安全の確保は、悪質、危険な交通違反に対する指導取締りの強化、子供の安全な通行を確保するための交通安全施設整備の推進を柱に各種活動を推進することとしております。このうち悪質、危険な交通違反に対する指導取締りの強化につきましては、可搬式オービスを活用した登下校時間帯における通学路上の速度違反や横断歩行者妨害の取締りなどを推進してまいります。

また、子供の安全な通行を確保するための交通安全施設整備の推進については、横断歩道などの道路標示の修繕、歩行者用信号機の増設などを進めてまいります。

さらに、道路管理者が行うべき必要な対策についても働き掛けをしてまいります。

梶原委員

可搬式オービスのお話が出ましたが、オービスが導入されてすぐに私の地元の助任小学校の前で速度取締りをしていただきました。どこの学校でもそうだと思うのですが、抜け道をスピードを出して、特に通勤の時間帯に通る車が多いというふうに聞いておりますので、可搬式オービスを機動的にしっかり運用していただいて、抜け道を重点的に取締りをしていただきたいと思います。

また、先ほどおっしゃいましたけれども、横断歩道の道路標識、道路標示の修繕ですが、横断歩道も消えて、どこが横断歩道か分からないところも結構あります。県民の方からの早く直してという要望に応じていただいておりますけれども、こういうところもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、通学路の安全対策を進める上でどのように予算を確保していくのか。これが本当に大事なことだと思うんです。

先般、令和2年度普通会計決算認定特別委員会が開催されまして、私も委員の一人として参加させていただきました。委員会の資料によりますと、令和2年度の県警察の交通安全施設整備事業の予算額は決算ベースで約6億6,000万円でありました。恐らく来年度も同じくらいの規模の予算を確保していただけるものと思っておりますけれども、是非、6億6,000万円以上の予算を確保していただきたいと思います。全国で、徳島県でもやっておりますけれども、通学路の総点検におきましては、実際に子供さんが自分が通る通学路を歩いて危険箇所を細かく点検して、危険箇所マップを作成した学校もありました。これは、新聞、テレビでも大きく報道されたところでございます。子供たちが自主的にしっかりと危険な箇所を点検しようということで、暑い中、警察の方にも来ていただきまして、また、地元の方も来ていただきまして、本当に一生懸命やっていただきました。

これだけ一生懸命やったのだから、今後はしっかりと子供さんの声に応えてあげるとい

うことが大事だと思いますし、予算がないからできませんというのではなく、一挙にやることは無理なのは分かっているのですけれども、着実に1年ごとに、子供さんが指摘された箇所に対しては、しっかりと改善をしていただきたいと強く思っておるところでございます。

県警が、来年度の施策の柱に通学路の交通安全の確保を盛り込んでいるということも、今の様々な世の中の動きを反映してのことだと思っております。そういう意味で安全対策については、予算をとにかく十分に確保していただきたいと思っておりますけれども、その点について御認識をお伺いいたします。

笠井交通部参事官兼交通企画課長

委員の御指摘のとおり、通学路の安全対策を実施するためには、必要な予算の確保が不可欠であると認識しております。県警察においては、通学路における交通安全対策を推進するため、緊急性、重要性を踏まえながら関係部局とも協議を重ね、必要な予算の確保に努めてまいります。

梶原委員

信頼に関わってくると思いますので、子供さんが失望しないように、是非、一生懸命頑張っていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

次に、高齢者の免許保有者数の推移についてお伺いしたいと思います。

11月17日に大阪府狭山市のスーパーで、89歳の高齢のドライバーが車を暴走させて3人を死傷させるという事故がございました。こういう事故は本当に後を絶たないわけなんですけれども、やはり事故の原因がブレーキとアクセルの踏み間違いということが新聞報道でされておりました。

今後、高齢者の方がどんどん増えていく一方ですので、高齢者の免許の保有者も自然に増えていくと思います。ですので、こうした事故の増加をしっかりと抑制し、事故を防止していかないといけない思っているのですけれども、最近の高齢者の免許保有者数の推移はどのようになっているのか、教えていただきたいと思います。

笠井交通部参事官兼交通企画課長

65歳以上の高齢者の免許保有者数の推移は、5年前の平成28年中は約14万人でありました。年々増加し、本年10月末では約15万4,000人となっております。ここ5年間の増加率は約10.7パーセントとなっております。

梶原委員

5年で1万人以上の増加ということで、今後も急激に増加率が上がってくると思います。先ほど申し上げました大阪府狭山市のドライバーさんは、知り合いの方に事故を起こす前に運転をやめないとけないというふうに話されていたということが報道で明らかとなりました。結果論ですけれども、こうした重大事故を起こす前に自主返納がちゃんとできていれば、こういった事故が起きなかったのではないかと思います。やはり高齢者の中には、自分の認知機能とか運動能力がどれだけ下がっているのかというのを自覚されて

いる方も中にはおられて、免許証を早く自主返納した方がいいんじゃないか言う方も一定数おられると思います。徳島県の高齢者の免許証自主返納の推移はどのような状況かお伺いしたいと思います。

笠井交通部参事官兼交通企画課長

高齢者の免許自主返納の推移については、5年前の平成28年中は約1,800人であったのが、年々増加傾向にあり、本年は10月末で約2,100人となっております。

梶原委員

2,100人と増加しているということなんですけれども、今、どういうふうな取組をされているのか私は知らないのですが、自主返納は、ふだん生活で車を多く使われている高齢者の方にとってみたら決断がいると思うので、自主返納を促すためのインセンティブ、自主返納したらこういう特典が付いてくるといったところ、これも予算に関係してくる話ですけれども、こういったところも工夫してやっていったら、更に自主返納率も上がると思いますので、その辺も工夫をして取り組んでいただければと思っております。

最後に、自主返納された高齢者のドライバー対策について、自主返納のサポートと高齢者のドライバー対策をどのように取り組んでいくのか、お伺いします。

度重なる事故によりまして、自主返納を考えられている高齢者の方も一定数おられるかと思うのですが、その一方で、先ほど申し上げたように生活には必要ということで、また家庭の事情とか病院に行くのに公共交通機関がないとか、様々な理由で自主返納に踏み切れないという高齢者の方もたくさんおられるかと思っております。

デマンドバスとかコミュニティバスとかを使われている方もおられるかと思うのですが、今後、自主返納された方のサポートをはじめとして、自主返納していない高齢ドライバーが、今後自動車を運転するに当たって、高齢ドライバーへの指導をどのように取り組んでいくのか、最後に教えていただきたいと思います。

笠井交通部参事官兼交通企画課長

委員の御指摘のとおり、高齢ドライバーの中には、様々な事情により免許の自主返納に踏み切れない方がいらっしゃると思います。

県警察においては、安全運転相談ダイヤル、#8080ですが、これを設置し、寄せられた相談に個別に対応しているほか、県の関係部局が推進する自主返納しやすい環境整備の支援など高齢ドライバーに自主返納を促すための取組を行っているところであります。

運転継続を希望する高齢ドライバーに対しては、運転免許更新時に義務付けられている高齢者講習のうちの実車指導を教習所において実施しておりまして、実際に運転状態を見て指導を行うものです。また、運転免許センターにおいても、希望者を対象に随時実施している運転技能簡易教習、これも実車指導と同様のものです。この両者により高齢ドライバーの状態に応じた個別指導を行っております。また、指定自動車教習所などの関係機関、団体と連携し、高齢ドライバーを対象とした安全教育などの取組を行っているところであります。

梶原委員

個別指導をきめ細かく行っていただきたいと思います。

昨日も鳴門のほうから帰って来るときに、前を走られていた若葉マークを付けた車が、ずっと右のウインカーを付けながら蛇行運転みたいな感じで運転されてる様子を見ました。一緒に走っていた車は、よけながらやっていましたけれども、こういうので重大事故が起こるんだなということを目の当たりして心配になりました。高齢者の方皆さんが必ずしも事故を起こすとは限りませんが、やはり身体機能が高齢になったらどんどん落ちていくのは自然のことですので、しっかりと高齢ドライバーを守る施策を推進していただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

東条委員

私のほうから少し伺います。

警察署には友の会という団体があるのでしょうか。また、どのような団体なのかを教えてくださいましたらと思います。

船本警務部参事官兼警務課長

警察署友の会はどのような団体なのかという御質問でございます。

警察署友の会につきましては、地域住民の方々の有志により組織されました警察外部の任意団体であると承知いたしております。

東条委員

警察署の友の会は、主にどんな活動をされている団体なのかを教えてくださいませんか。

船本警務部参事官兼警務課長

主な活動内容についての御質問でございます。

警察署友の会につきましては、警察と地域住民の方々との架け橋となっていていただきまして、地域住民の方々の警察活動に対する理解を深めていただく、それとともに、警察が行います各種の警察活動に御協力を頂いているところでございます。

東条委員

警察署ごとにあるのでしょうか。徳島はどのくらいあるのか、教えてくださいませんか。

船本警務部参事官兼警務課長

警察署ごとに警察署友の会がございます。

（「幾つありますか。署ごとですか」と言う者あり）

正しく、警察署ごとでございますので、今、10の警察署がございますので、10の警察署にそれぞれ警察署友の会というものと承知をしております。

東条委員

先般、ある県民の方から、徳島県警察の違法行為と書かれた告知文を県議会議長宛

に送付したと写しを頂きました。内容によると、年会費の徴収の仕方に問題があるのではとか、友の会が県警察に対して激励費などを支出しているのは公務員倫理に反するのではないかといった指摘をされていました。これが事実であれば、大変大きな問題だと思うのですけれども、県警察と友の会との在り方、考え方について御所見をお伺いいたします。

船本警務部参事官兼警務課長

県警察と友の会との在り方について、どのように考えているのかという御質問でございます。

県警察といたしましては、御指摘の警察署友の会を含めた各種団体等との関係におきまして、警察の職務の執行の公正さに対し、県民の皆様には不信を抱かれないよう慎重に対応することが必要であると考えてございます。

東条委員

警察署友の会というのは、いわゆる警察官の応援団的なものと理解してよろしいのでしょうか。

警察の仕事というのは、多くの県民の皆様の御期待に応えるということが必要なので、友の会の方々とも親睦したり、御意見をお聞きしたり、いろいろと関係団体との関係は大事だと思うのですけれども、こうした関係団体と関係について疑念を抱く方もいらっしゃると思います。今後も高い倫理観を持って、引き続き公平中立の立場で、やはり県民の安心・安全のために全力を尽くしていただきたい。これは要望になります。よろしくお願いします。

それともう1点です。犯罪被害者支援についてお伺いをいたします。

10月22日付けの朝日新聞の記事に、大阪の事件だったんですけれども、同居男性のDVで死亡した女性の娘さんが申請した犯罪被害者等給付金について、当初、不支給ということでございましたが、昨年の裁定を取り消し、支払うことを決定したとの記事がありました。

犯罪被害給付制度について、制度の概要と県警察で昨年度中に犯罪被害者等給付金が何件あったのか、給付額はどのくらいあったのかを教えてください。

平岡警務部参事官兼総務課長

犯罪被害給付制度の概要等についての御質問でございます。

犯罪被害給付制度とは、殺人や傷害など故意の犯罪行為により亡くなられた被害者の御遺族や重傷病を負ったり、身体に障害が残った被害者の方に対して国が給付金を支給するもので、昭和56年から施行され、都道府県公安委員会がその手続を行っております。

給付金には遺族給付金、重傷病給付金、障害給付金の3種類がございまして、それぞれの支給額の上限は、遺族給付金が約2,900万円、重傷病給付金が120万円、障害給付金が約3,900万円となっております。令和2年度の県の裁定件数については2件で、いずれも支給済みでございます。支給額は合計229万6,516円であり、これらはいずれも遺族給付金となっております。

東条委員

今は国の給付金のものでしたけれども、県警察でも県費で犯罪被害者の経済的軽減の公費負担制度があると聞いたのです。主にどのような費用が負担されているのですか。昨年度のDVによる傷害や性暴力に対する公費負担の件数総額などが分かれば教えていただきたいです。

平岡警務部参事官兼総務課長

県警察では、犯罪被害者の方などの経済的負担を軽減するため、傷害などの身体犯被害者や性犯罪被害者に対する医療費や診断書料、カウンセリング費用、またDVの被害者の方の安全確保のための一時避難に伴います費用として一時避難場所借料などの一部を公費により負担しております。

県警察では、昨年度66件、45万3,548円の公費負担を行っており、その内訳は、医療費が15件の17万3,109円、診断書料が11件、4万5,100円、カウンセリング費用が1件、6万6,269円、一時避難場所借料が39件、16万9,070円であります。

なお、委員からDV事案等に係る公費負担についての御質問がございました。

昨年度、県警察が行ったDV事案での公費負担につきましては、先ほど説明した件数のうちの30件、12万3,244円となり、内訳は医療費が1件、2,304円、一時避難場所の借料が29件、12万940円を負担しております。

東条委員

こういったことをされているということがまだまだ知られていないと思うんです。是非、周知というか、こういうことをやっているということを広げていただくのと、県では、4月から徳島県犯罪被害者等支援条例ができましたので、こういった問題に更に取り組んでいただいていると思います。

11月25日から12月1日まで犯罪被害者週間で、講演会もされていまして。徳島被害者支援センターに初めてお伺いしました。設立して12年ということですが、支援体制の強化や市町村との窓口の連携、周知もまだまだできていないのが課題だとおっしゃっていました。

警察署というのは、最初に犯罪に関わります。被害者の状況も一番よく分かると思いますので、関係する機関と連携して被害の早期回復、軽減、それから可能な限り公費負担で経済的な支援をしていただくということを是非進めていただきたいと思います。

何かありましたら言っていただきたらと思います。

平岡警務部参事官兼総務課長

今、お話にありました徳島被害者支援センターにつきましては、犯罪被害者からの電話や面接による相談、病院や裁判所等への付添いなど、事件、事故に遭った被害者に対する支援活動や被害者支援に関する啓発活動等を行っております。

なお、平成27年6月には、県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けておりまして、早期の段階で被害者の同意があれば、警察から早期援助団体に対しまして支援に必要な事件概要、被害程度等の情報を直接提供することができ、早い段階からの支援

が可能となっております。

また、県警察におきましては、同センターの一部を委託しまして、センターと連携して被害者支援講演会でありますとか啓発キャンペーン等の開催等も行っているところでございます。今後も引き続き連携していきたいと考えております。

東条委員

是非、進めていただくよう要望しておきます。お願いします。

原委員

私からは、まず、先般発生したつるぎ町立半田病院の電子カルテシステム等のランサムウェア感染事案を受けて幾つか質問させていただきたいと思います。

ウイルス感染発覚から1か月余りが経過しました。半田病院は通常診療の全面再開見通しに関するスケジュールを明らかにし、病院関係者の御尽力で、来年1月にも全面再開との見通しということで、ようやく地元住民の皆様の不安が解消されているものと期待しているところです。

県警察では、半田病院から届出を受けて、犯人や犯行手口の特定等捜査を尽くしていると思いますが、病院関係者はもとより、多くの県民が捜査の進捗を見守っているところです。半田病院の事件では、ランサムウェアというウイルスに感染したとのことですが、余り聞き慣れない用語であります。一般的に、ランサムウェアを使った犯行手口とは、どのようなものを言うのか。また、概要の御説明をお願いしたいと思います。

山口生活安全部参事官兼生活安全企画課長

ランサムウェアにつきましては、感染すると端末等に保存されているデータを暗号化して使用できない状態にした上で、そのデータを復元する対価として金銭を要求する不正プログラムのことを言います。従来のランサムウェアにつきましては、不特定多数の利用者を狙って電子メールを送信するといった手口が一般的でありましたが、近年は、特定の個人や企業、団体等を標的とした手口に変化しているところでございます。

また、最近の事例では、データの暗号化のみならず、データを窃取した上で、対価を支払わなければデータを公開するなど金銭を要求する二重恐喝という手口が確認されているところでございます。

原委員

次に、ランサムウェアを使った事件の捜査方法についてお伺いしたいと思います。

詳細な捜査手法については捜査上の秘密もあると思うので控えますが、一般的にどのような方法で犯人を特定していくのかをお伺いしたいと思います。

また、この種の事案の捜査を進める上で、どのような課題があるのかも併せてお願いします。

山口生活安全部参事官兼生活安全企画課長

ランサムウェア事案の捜査につきましては、ネットワーク機器等に残された通信記録や

不正プログラムが実行された記録を精査すること等によりまして、被害実態の把握や犯人特定に向けた捜査を行うものであります。この種の事案は、時間的、地理的な制約を受けず、国境を越えて容易に犯行が行われるほか、ネットワークに侵入した痕跡を消去するなど、犯行手口が巧妙であることから、犯人特定が困難であるという課題がございます。

こうした課題を踏まえまして、半田病院における事案につきましては、警察庁と捜査手法等について情報共有等を図りながら、犯人特定に向けた所要の捜査を推進しているところでございます。

原委員

半田病院の事例を見ると、一度ウイルスに感染するとシステムの復旧はもとより、通常業務を開始するためには相当な時間と労力が必要です。やはり、被害に遭わないような対策が不可欠であるので、警察等の行政からの情報発信がかなり重要であるかと思います。

県警として、この種の事案の被害に遭わないために、県民や県内企業等へどのように情報発信をしていくのか、お伺いしたいと思います。

山口生活安全部参事官兼生活安全企画課長

被害を防ぐためには、VPN機器等ネットワーク機器のぜい弱性対策や、ウイルス対策ソフトの導入等による感染防止対策が必要となります。

県警察では、県内の企業等における被害防止を図るため、中小企業を対象とした各種研修会やセミナー等の機会を活用するとともに、県警ホームページやSNSを利用しまして、ランサムウェアの危険性や対策方法を周知しているところでございます。今後、さらに、県内経済団体や医師会等の関係機関と連携し、セミナー等の対象事業者を拡大し、各種サイバー犯罪の手口や対策方法の周知に努めてまいりたいと考えております。

原委員

サイバー犯罪捜査は専門的知識、経験が要求されると思います。来年度には、警察庁にサイバー局ができると伺っていますが、時代を反映した組織再編であると認識しています。今後も、新しい手口の犯罪が次々と出てくると予想されます。適正捜査に配意しつつ、迅速かつ的確な捜査を徹底してほしいです。よろしくお願いします。

次に、令和4年度に向けた警察本部の施策の基本方針に関して質問させていただきたいと思います。

県警察では、徳島県警察・地域警察再編計画に基づいて、交番、駐在所の再編を進めていますが、治安情勢の変化や施設の老朽化等、様々な課題がある中で、行政機関としては多角的な視点で業務や体制の見直し、コスト管理を行っていかねばなりません。こうした視点で、交番、駐在所の再編を進めているものと理解しており、私の地元である鳴門警察署管内でも駐在所の機能強化やPFI手法を活用した施設整備が進んでいます。現時点で、鳴門警察署管内の交番、駐在所の再編状況はどのようなになっているのか、お伺いしたいと思います。

前川企画課長

鳴門警察署管内の交番，駐在所の再編の進捗状況についての御質問でございます。

県警察におきましては，令和2年3月に策定，公表いたしました徳島県警察・地域警察再編計画に基づきまして，各警察署管内の交番，駐在所の再編を進めているところでございます。

お尋ねの鳴門警察署管内における進捗状況については，令和2年4月に，それまで警察官1名がそれぞれ単独で勤務しておりました高島駐在所と土佐泊駐在所を統合いたしまして，勤務員の複数化による機能強化を図ったところでございます。

また，来春の令和4年4月には，現在，単独勤務であります大谷駐在所と牛屋島駐在所を統合して勤務員を複数化するほか，撫養町交番と隣接しております里浦駐在所を統合いたしまして，事件事故や相談等に24時間対応できる体制の強化を図ることといたしております。

原委員

地域警察再編計画は，令和2年からスタートして以降，おおむね10年間掛けて再編を進めていくものと伺っています。県下全体の再編計画の進捗状況はどのようなになっているのかも教えていただけますか。

前川企画課長

地域警察再編計画では，おおむね令和10年までに，既存の交番と駐在所の統合や複数の駐在所を統合して交番化するなど，再編前は25施設あった交番を39施設に，また99施設あった駐在所を50施設に再編する予定でございます。

これまでに令和2年4月と令和3年4月の2回に分けまして，交番，駐在所の再編を実施しておりますが，今春，それまで交番が設置されておりました牟岐警察署管内において，新たに桜町交番の運用を開始するなど，現在は交番が33施設，駐在所が79施設となっております。

なお，三好警察署管内には，現在交番がないのですが，来春，同署管内の東みよし町に交番を新設する準備を現在進めているところでございまして，これにより県下全ての警察署管内に交番が設置される予定でございます。

原委員

これまで相当数の交番，駐在所の再編を行ってきたことが分かりました。

警察部内としては，警察官の受傷事故防止や業務の効率化，コスト削減等のメリットがあると思います。県民向けに公表できる成果として，主にどのようなものがあるのかも教えていただけますか。

前川企画課長

駐在所の統合による勤務員の複数化や交番化による24時間体制の強化，さらには，パトカーの配備による機動力の強化等がなされた結果，受傷事故防止対策や業務の効率化などのほか，業務推進上の様々な効果が見られているところでございます。

具体的には，新たに整備をいたしました施設の統合後の活動状況を統合前と比較してみ

ますと、計画全体では、パトロール時間あるいは地域行事への参加などの所外活動に充てる時間が大幅に増加いたしておりますほか、刑法犯検挙や交通違反検挙もそれぞれ増加をしております。

また、夜間の体制が強化されたことによりまして、深夜に発生した自動車盗の被疑者を交番勤務員が緊急逮捕したほか、夜間に認知した児童虐待や行方不明事案にも早期の対応が可能となるなどの効果が見られているところでございます。引き続き、再編の効果を生かした運用に努めてまいりたいと考えております。

原委員

県警が再編計画に基づいて着実に再編を進めていることはよく分かりました。

ただ、注意すべきことは、再編計画にとらわれすぎてはいけないということです。全国的な人口減少をはじめ、交通網の変化等、世の中は刻々と様変わりしています。また、治安情勢や事故の発生状況も時代とともに変化していく中で、こうした変化に柔軟に対応しながらも組織運営を行っていくことが求められる中で、基本方針の資料にも記載されているように、より社会の変化に適応した再編計画を進めていくべきだと考えますが、どのようにお考えなのかも教えていただけますか。

前川企画課長

今後の再編計画の進め方についての御質問でございます。

委員の御指摘のとおり、社会や地域情勢等の変化に伴いまして、事件、事故の発生状況をはじめとする治安情勢も変化していくものと認識しております。

本計画は、変化する社会、地域情勢等に応じまして、適宜見直し等が可能となるよう、おおむね10年間で3期に分けまして段階的に実施することといたしております。

また、交番の新設等の施設整備に当たりましては、新築による整備のみにとらわれることなく、既存施設の有効活用やテナント型による整備も検討するなど、将来の情勢の変化にも柔軟に対応できる整備に努めているところでございます。

今後の再編計画につきましても、こうした治安や地域情勢の変化、施設の老朽化等を踏まえ、見直しや優先順位を検討しながら柔軟に対応してまいり所存でございます。

もとより、本計画の実現に向けましては、地域の方々の御理解と御協力が不可欠であると認識しておりまして、実施に当たっては、引き続き、地元の自治体や地域住民の方々に対する丁寧な説明に努めてまいります。

原委員

行政機関は、限られた人員、予算の中で工夫を凝らして合理的かつ効果的に運営することが求められます。交番、駐在所の再編はもとより、様々な変化に柔軟に対応できる人材育成にも配慮していただき、県民の安全・安心の確保により一層御尽力していただきたいと思います。地域住民との意見交換等をしっかり行っていただき、治安維持に努めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

井川委員

9月の委員会でも出ましたが、徳島中央警察署はPFI事業でできております。

私も徳島市民ですから、地元の警察がすばらしい、良くなるということで非常に喜んでおるところであります。前も言いましたけれど、PFI事業であるのに、基礎が思ったより深いということで既製杭について大きい額を追加して、その後がアスベストで追加するという話でした。それで、事の挙げ句がダイオキシンがあるとかでまた追加するというところで、どんどん追加される感じなんです。

旧徳島中央警察署も大分壊していまして、もう半分くらいになっていますが、進捗状況はどうなっているのか。例のダイオキシン等々の今の進捗状況もどうなっているのか教えていただきたいと思います。

富永拠点整備課長

委員から、現在の旧徳島中央署庁舎解体の進捗に係る御質問を頂きました。

旧徳島中央署庁舎の解体工事につきましては、解体事業者におきまして、騒音や粉じん対策等の仮囲いや足場設営等の準備作業を行いまして、本年7月から庁舎の解体作業に着手したところでございます。

現在、庁舎南側部分の上屋の解体まで完了してございまして、庁舎中央部の解体を進めているところでございます。ダイオキシンの除去につきましては、環境上の法律に定めます測定値以下でございましたので、それはダイオキシンの法律等に基づきまして、除去作業を終了してございます。今、申しましたように、中央庁舎の中央部の解体をこれから進めていくところでございます。今後は、基礎部分の解体も引き続き進めながら、年度末の工事完了に向けまして着実に工事を進めてまいり所存でございます。

井川委員

ダイオキシンはもうきれいになったということですか。どれくらい予算が掛かったのですか。言える範囲で結構です。

富永拠点整備課長

委員から、ダイオキシンの処理につきましの御質問を頂きました。

今、申しましたように、処理につきましては終わっております。ただ、どのくらい掛かったかということにつきましては、工事終了後に精査いたしまして、来年の2月議会におきまして、精査した金額に係る変更契約の議案を提出させていただき、御了解いただくという形で進めてまいりたいと考えております。

井川委員

入札してPFI事業で受けているというところがありますので、2番目で落ちたところとかあるでしょうから、そういうところがいろいろと勘案して、こんなんだったら自分たちがやったほうがよかったんじゃないかとか出てくると思いますので、その辺の不平が出ないようにくれぐれも考えてやっていただきたいと思います。

本来、もうちょっと調査してもよかったんじゃないかと思うし、ちょっと甘かったんじゃないかと思うので、その辺のお金の出方というか、十分検討いただいて進めていただ

きたいと思います。よろしくお願いいたします。

井下委員長

ほかに、質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第9号

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時40分）